

# 認定病理検査技師制度規則

## 第一章 総則

第一条 認定病理検査技師制度は臨床に関わる病理検査の適切な利用と、検査結果を最大限に診療に反映させるために、専門知識および高度な技術に対応できる検査資格者の育成を図り、病理検査の発展と普及を促進することを目的とする。また、病理検査の精度保証を通して、医療の安全と患者の安心を守り、国民医療の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この制度は日臨技認定センター定款に基づいて実施する。

第三条 この制度に必要な具体的内容ならびに実施に関する全ての事項を作成するために必要な、認定病理検査技師制度審議会（以下、審議会と略）を設置する。

第四条 審議会には一般社団法人日本臨床衛生検査技師会と、一般社団法人日本病理学会から委員を選出する。

1. 各団体から 5 名以内で、計 10 名以内とする
2. 委員の任期は 2 年とし 4 年を上限とする
3. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする
4. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う
5. この制度の事務処理をするため事務局を設け事務局長 1 名を置くことが出来る
6. 事務局長は代表委員が任免する
7. 事務局長の任期は代表委員の任期と同期する

第五条 審議会の議決は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会と、一般社団法人日本病理学会理事会との議決を経て承認される。

## 第二章 認定病理検査技師申請者の資格

第六条 受験申請者は、次の各項の条件を全て満たす者であること。

なお、虚偽の申請があった場合、2 年間の受験資格停止を行うこととする。

1. 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会の会員で、臨床検査技師の国家資格を有すること
2. 受験の前年度までに「日臨技生涯教育研修制度」修了者になった者であること
3. 日臨技認定センター主催の「認定病理検査技師制度受験資格取得指定講習会」を受験申請の前年度、または受験申請年度に受講し、修了証書または受講証明書を授与されていること
4. 一般社団法人 日本病理学会会員の医師、または所属施設長の推薦があること
5. 病理検査業務に 5 年以上従事していること

### 第三章 認定病理検査技師の認定

第七条 資格審査および認定試験は、認定病理検査技師度審議会の責任において実施する。

第八条 認定病理検査技師認定証の有効期限は 5 年間とし、認定病理検査技師制度の水準を保持するため、認定更新制度を施行する。

### 第四章 認定更新

第九条 5 年ごとの認定更新は有効期限の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料を添えて、認定期間内最終年の 8 月 1 日～10 月末日までに次項の更新申請書類一式（資格更新申請書 様式-1～様式-6）と共に日臨技認定センターに提出しなければならない。更新期限が切れた資格の追認は行わない。

第十条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会（以下日臨技）の会員を継続していること
2. 別に定める資格更新審査基準単位のⅠからⅢを満たすこと
3. 日臨技認定制度 認定更新指定研修会の登録申請は、申請は開催の 3 ヶ月前までに、所定の申請書類に必要事項を記載の上、日臨技認定センター宛てに申請する
4. 申請書類の審査は「資格更新・研修会 WG」で行い、審議会の承認を得る
5. 開催基準は、認定病理技師資格更新時履修プログラム（履修単位表）に沿うものとする

第十一条 延免申請及び審査

不慮の事故や療養、出産及び長期間の海外出張、転勤や配置転換などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できない場合、申請時に更新延免申請書と病理医または所属長ならびに職場長の証明書を提出すること。審議会で審議のうえ申請期間を延長する場合がある。

### 第五章 認定病理検査技師の資格喪失

第十二条 日臨技認定センター理事長は、双方の理事会の議決を経て、認定病理検査技師の資格を取り消すことができる。

1. 認定病理検査技師を辞退したとき
2. 認定病理検査技師の更新申請を行わなかったとき
3. 認定病理検査技師の更新が認められなかったとき
4. 認定病理検査技師としての適格性を欠くと審議会が認めたとき
5. プロモーションコード、COI（利益相反）に関するガイドライン違反が生じたときと審議会が認めたとき

## 第六章 ワーキンググループの設置

第十三条 審議会は公平且つ円滑な認定試験実施並びに資格更新制度維持の為ワーキンググループを設置する

1. 認定試験作問・設問審議ワーキンググループ
2. 認定試験合格判定ワーキンググループ
3. 資格更新・研修会ワーキンググループ
4. 任期は 2 年とし 4 年を上限とする
5. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
6. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う

## 第七章 規則の改廃

第十四条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、双方の理事会の承認を受けなければならない。

## 第九章 補則

第十五条 この規則は平成 26 年 8 月 28 日から施行する。